

令和5年度 第27回 公開シンポジウム

ヤマトタケル

～日本武尊から YAMATOTAKERUへ～

ヤマトタケルは日本書紀、古事記に出てくる古代日本の皇族で、第12代景行(けいこう)天皇の皇子で、第14代仲哀(なかつらあひ)天皇の父にあたり、東国征討を行った日本古代史上の伝説的英雄とされています。

羽曳野市在住で映画監督の岡田有甲(おかだゆうき)さんが、羽曳野市に伝わるヤマトタケルの「白鳥伝説」をベースに愛と知恵と勇気で困難に立ち向かう冒険活劇映画を製作しました。

今回の公開シンポジウムでは、このヤマトタケルをテーマに、第1部は本学の学長である須原祥二教授に主人公のモデルとなるヤマトタケルの人物像とその背後にあるものについて解説していただきます。

第2部は、岡田有甲(おかだゆうき)監督とヤマトタケルの声優で、アニメ「ポケットモンスター」のサトシ役でおなじみの松本梨香(まつもとりか)さんらを迎え、映画「ヤマトタケル」について、お話ししていただきます。

令和6年 2/24(土)

時間 13:00～15:30
会場 四天王寺大学 大講堂
〒583-8501 大阪府羽曳野市学園前3丁目2-1
参加費 無料 定員 500名(事前申込必要・先着順)

【第一部】講演
ヤマトタケルの人物像とその背後にあるもの

【第二部】対談
羽曳野から世界へ！
映画「ヤマトタケル～白鳥伝説～」への思い

須原 祥二
四天王寺大学 学長
社会学科 教授

岡田 有甲
映画監督

松本 梨香
声優(ヤマトタケル役)

田中 健詞
プロデューサー

申込は四天王寺大学
ウェブサイトから→

【問合せ】
四天王寺大学地域連携センター
☎072-956-3345

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の魅力味わう市民講座 第3回「古市・百舌鳥古墳群の時代の甲冑と社会的緊張」

日時:1月20日(土)14:00～15:30
場所:陵南の森公民館
参加費:500円(資料代)
定員:150人(事前申込み要・先着順)
申込:電子メール、またはハガキにて。
住所・氏名(よみがな)・電話番号を明記の上、
下記までお申し込みください。1回の申込で5人までOK
(全員分の氏名、代表者住所、電話番号を明記ください)
〒583-8585 羽曳野市教育委員会 文化財・世界遺産室(所在地省略可)
Eメール bunka-sekai@city.habikino.lg.jp
主催:羽曳野市世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」保存・活用実行委員会
(NPO法人フィールドミュージアム史遊会、羽曳野まち歩きガイドの会、四十四の会、羽曳野市教育委員会)

講師:内山 敏行 氏
(とちぎ未来づくり財団
埋蔵文化財センター)

問合せ:文化財・世界遺産室

男女共生セミナー 大阪府共催講座 参加者募集 【性の多様性について考えよう～あなたの性は…?～】

性の多様性を理解し、お互いに認め合うことができるよう、セミナーを開催します。

日時:2月5日(月)14:00～16:00
場所:LICはびきの 大会議室
参加費:無料
定員:30人(要予約・先着順)
申込:電話またはメールにて人権推進課まで。
(氏名、電話番号、年齢、住所をお伝えください)
☎:072-947-3606
メール:jinkensuishin@city.habikino.lg.jp

講師:北野 真由美 氏
(特定非営利活動法人(NPO)
法人えんばわめんと堺/ES代
表理事)

問合せ/申込:人権推進課

羽曳野特産 ～もっと知りたい「油かす」のこと～ 油かす プロジェクト始動!

「油かす」情報求ム! 皆様ご存知の「油かす」情報をお寄せください。

- ・油かすを購入できるお店
- ・油かすを使用した料理を提供しているお店
- ・油かすを使用した料理(できれば調理方法も) など

こちらのQRコードから投稿
できます。(市ウェブ
サイトへ移動、「油か
す情報投稿フォー
ム」をクリック)

【問合せ】魅力づくり推進課

物価高騰対策として水道料金の基本料金を減免しています

●令和5年12月から令和6年3月までの4カ月間の基本料金(635円+消費税/月)を減免しています。(水道料金のみ)
※当減免は申請不要です。減免金額を差し引いた額で請求させていただきます。

【対象】※公的機関・施設は除く
令和5年12月から令和6年3月までの期間において、次の①②どちらにも該当する方(事務所等がある事業者を含む。)
①羽曳野市内に水栓所在地がある(水道を使用している)②羽曳野市水道局と給水契約を結んでいる(羽曳野市から給水を受けている)

●羽曳野市水道局以外と給水契約を締結している方につきましては、
羽曳野市水道局の水道基本料金相当額を物価高騰対策の支援金として支給します。

【支給対象者】※公的機関・施設は除く。次の①～③の全てに該当する方(事務所等がある事業者を含む。)
①羽曳野市内に水栓所在地がある(水道を使用している)
②令和6年3月8日までに、羽曳野市水道局以外の水道事業者と給水契約を締結している(他市から給水を受けている)
③令和5年12月1日～令和6年3月31日の間で羽曳野市水道局以外の水道事業者との給水契約がある

【支援金額】最大2,794円 減免制度や、支援金制度の申請方法等に関する詳細は、羽曳野市水道局ウェブサイトをご覧ください。
水道局 ☎ 958-1111(代表) 内線:5013 5020